

水産庁長官

山口 英彰 殿

運輸安全委員会

委員長 武田 展雄

漁船第三盛漁丸乗組員負傷事故に係る意見について

運輸安全委員会は、同種事故の発生状況を踏まえ、運輸安全委員会設置法第28条の規定に基づき、次のとおり意見を述べる。

なお、この意見を受けて何らかの措置を講じられた場合は、その内容について通知方よろしくお取り計らい願いたい。

記

水産基本法に基づく水産基本計画を策定し、漁船漁業の安全対策の強化を図る水産庁長官は、揚網作業時にサイドローラを使用するまき網漁船及び棒受網漁船で同種事故が繰り返し発生している状況に鑑み、同種事故への漁業者の注意を喚起するため、運輸安全委員会の事故調査で明らかになった以下の同種事故の形態及び再発防止策について周知を行うとともに、これらの漁船漁業における更なる安全性向上のため、サイドローラの緊急停止装置の導入を含め同再発防止策の実施を強く<sup>しょうよう</sup>懇願すべきである。

1 同種事故の形態

- (1) 網の中の魚群を魚倉に取り込む準備作業の際、作業者が、単独で、サイドローラが回転した状態で、サイドローラで揚収した網の一部を、手でサイドローラとブルワークの隙間から舷外側に通して揚収中の網とサイドローラとの間に挟んで、サイドローラに網を固定しようとした。
- (2) サイドローラを使用して網を船内に揚収する作業の際、‘船内に揚収された網の一部が、サイドローラとブルワークの間から舷外側に出て、揚収中の網と回転しているサイドローラとの間に挟まれて巻き込まれる状態’（以下「逆巻き」という。）となった。

## 2 同種事故の再発防止策

- (1) 乗組員の上衣は、裾や袖口を締め付けるなどしてサイドローラに巻き込まれないようにすること。
- (2) サイドローラの操作レバーに操作担当者をつけ、異常発生時、すぐにサイドローラを停止できるよう、操作担当者に、常時、サイドローラで行われる作業の状況を監視させること。
- (3) 網の固定の際は、サイドローラを一旦停止した上、網の固定を行う作業者とサイドローラの操作レバーの操作担当者とは声を掛け合い、連携して作業を行うこと。
- (4) 網の固定を行う作業者は、手袋を着用して網の固定を行うと、手袋の指先部分が揚収中の網と回転しているサイドローラとの間に挟まれるおそれがあるので、網の固定の際、手袋を外すこと。
- (5) 次のとおり逆巻きの防止策をとり、逆巻きの未然防止に努めること。
  - ① 網の状況を注意深く観察し、逆巻きが起こり得る状態の網の部位を認めた場合は、速やかにサイドローラを停止して、同状態を解消すること。
  - ② サイドローラ表面のゴム部分の傷は適宜補修を行うこと。
  - ③ 船内に揚収された網の一部が風を受けて逆巻きが起こり得る状況では、甲板上に風よけのシートを展張すること。
  - ④ 船内に揚収された網の一部がブルワーク上に折り重ならないようにすること。
  - ⑤ 束になった状態の網をサイドローラで巻き上げると、船内に揚収された網の一部が捻じれて逆巻きが起こることがあるので、網をサイドローラ上に均しながら船内に揚収すること。
- (6) サイドローラの操作レバーに操作担当者をつけた場合においても、次のとおり操作レバーの適切な操作が行われなかったり、サイドローラを即座に停止することができなったりするおそれがあるものと推定されることから、更なる安全性向上のため、サイドローラの緊急停止装置を導入することが望ましい。
  - ① サイドローラを使用して揚網作業中に、作業者の手等が揚収中の網と回転しているサイドローラとの間に挟まれた際、切迫した状況下、操作レバーの適切な操作が行われない場合がある。
  - ② 逆巻きは様々な状況で起こり得ることから、その全てを予測又は防止することは困難であり、突然、逆巻きが起こり、サイドローラを使用して網を船内に揚収する作業を行う作業者の手等が揚収中の網と回転しているサイドローラとの間に挟まれた場合、即座に操作レバーでサイドローラを停止するこ

とは容易ではない。

- (7) 揚網作業時にサイドローラを使用するまき網漁船において、サイドローラに網を固定することの代替措置として網の固定専用機器を導入することが望ましい。
- (8) サイドローラ、サイドローラの緊急停止装置又は網の固定専用機器は、各機器の製造会社が定めた取扱いに従って使用すること。